

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、司法保護思想の啓發普及

一、對象者の職業保護

一、被保護者の大陸移民

第六部 教育並教化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、教育と社會事業

二、宗教と社會事業

一、社會教化

第七部 社會事業組織化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、都市及農村問題と社會事業

二、社會事業の連絡並研究の問題

一、社會事業從事員の問題

司法省の支那事變前後に亘る一般及少年犯罪増減調 支那事變が國內犯罪現象に及ぼせる影響如何は種々の觀點より見て興味ある事柄

第一表 支那事變前後に於ける犯罪事件數調（新受事件）（司法省調査部調査）

月別	第一審裁判事件			總局件數	搜查事件			總局件數
	刑法犯	特別法犯	合計		刑法犯	特別法犯	合計	
昭和十一年一月	四、七五二	三、二三三	七、九八五	八、二九八	二八、一二〇	九、三八四	三七、五四	三一、七四四
二月	三、五八八	二、九六二	六、五五〇	七、〇一三	一六、九三四	七、八八八	二四、八二二	一九、七七六
三月	四、七六九	四、六七七	九、四四六	九、〇九一	二四、五八〇	一〇、六〇四	三五、一八四	三〇、〇七九
四月	六、六八六	四、六九三	一一、三七九	一〇、九七〇	三〇、九九三	九、二六七	四〇、二六〇	四二、〇一三
五月	七、二五六	四、八〇三	一二、〇五九	一二、一〇五	三四、四七四	九、九九六	四四、四七〇	四七、六九三
六月	七、一四二	四、九二〇	一二、〇六二	一二、一四九	三四、一七八	一、五二〇	四五、六九八	四七、五九〇

一、社會事業の助成並財源問題

二、社會事業の立法並行政問題

一、日滿支社會事業の協力問題

五、豫備審議並議案

（一）地方に於ける豫備審議並議案の提出

協議事項に關しては道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州各地方社會事業協會若くは之に準ずる團體

毎に夫々管内に於ける豫備審議を行ひ其の具體的意見を取經め昭和十五年七月末日迄に財團法人中央社會事業協會宛提出方を依頼すること

右期日は之を嚴守すること

（二）中央に於ける豫備審議並議案の整理

協議事項に關しては中央に於て豫め専門委員を委嘱し各部豫備審議を行ひ地方提出議案の整理を爲

すこと

第三項 參會資格並協議員に關する事項

一、參會人員

參會人員は三千名を限度とすること

二、參會者資格

（一）社會事業關係者にして道府縣、朝鮮、臺灣、關東州各地方社會事業協會長及樺太廳長官、南洋廳長官若くは之に準ずる機關に於て推薦したるもの

（二）主催者に於て推薦したるもの

三、參會通告（略）

四、參會協議員の部屬（略）

第四項 會費、旅費其他に關する事項（略）

東京に於ける市民調査の施行

戦時下物資配給の正確なる基礎資料整備の必要から

東京府及市に於ては昭和十五年七月一日現在の府民調査及市民調査を施行したが、其の今後の集計結果は都巿人口問題上にも新しい一資料を加へるものとして期待されるところが多い。

特に東京市の市民調査に関する東京市民調査提要の一
部を摘要すれば次の如くである。

一、調査の主旨 本調査は東京市民籍に關する最新資料を急速に徵收し一般生活必需品の需給調整に関する緊要な對策の樹立實行上須要なる基礎資料の作成整備を目的とする。

二、調査の時期 本調査は昭和十五年七月一日現在を以て調査す。

調査の範囲 本市内に定住する者を以て構成する世帯及び其の世帯員に付調査す。

但し左記を除外する。

館所

とする

(1) ここに定住者とは常時市内に住居を有する者をいふ。

(イ) 隨つて民法の住所とは大數の場合一致す

が、自らの住所の製作を爲す生活の本據たる事を要するものでない。平常居住の場所であれ

ばよい。而して定住地は唯一のものと見るべきであるから交代に二軒の家に住んで居る者の如きは何れか一軒に決めなくてはならない。

(口) 一時の旅行とか入院とかしてゐる者は平常居る世帯の世帯員に加へる。

三) 水上生活者に就ては警視廳に依頼する事になつてゐる。

調査票及調査の事項（調査表及調査事項に就いて 別録「万葉調査票」参照）

調査の機関 本調査は區長が市長の指揮を受け區

の請負の幸行を雪とのてあつて之が幸行に關する事務は隣組區域により隣組長に委嘱する。

二) 調査の方法

夏月紹吉の他の日雇物は市長から園長 畠倉長を
経て隣組長に夫々交付する。